

心のサポート推進事業に係る推進委員会

令和8年7月9日（木）
10：30～11：50
本庁舎2階 特別会議室

【次 第】

I 委嘱状等交付式

- 1 委嘱状及び任命書の交付
- 2 教育長 挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 推進委員会設置要綱について
- 5 委員長・副委員長の選出

II 推進委員会

1 報告

- (1) 令和7年度心のサポート推進事業 総括について (資料1)
- (2) 長期欠席者に係る状況調査報告 (資料2)
- (3) いのちの支え合いを学ぶ授業について (資料3)

2 協議

協議テーマ「中学校進学後の不登校急増を踏まえた、小学校高学年
から中学校段階における切れ目のない支援の在り方」

(協議資料)

3 諸連絡

4 閉会

令和8年度 心のサポート推進事業に係る推進委員会 座席表

本庁舎2階 特別会議室

○点線は協議グループとなります。

- ①本人要因
- ②家庭要因
- ③地域・社会要因
- ④学校要因

教育長
竹居 秀子

東京家政大学 副学長（兼）教授
三浦 正江

副教育長
大砂 武博

南部児童相談所 副参事
外山 康昭

さいたま市 PTA 協議会 副会長
鈴木 茂喜

SYK 心理オフィス 代表
斉藤 さや可

学校教育部教育課程指導課長
猪鼻 孝之

学校教育部長
丹 能成

中学校 校長会代表
長岡 有実子

学校教育部健康教育課長
持木 信治 ①

学校教育部特別支援教育室長
前橋 力 ②

子ども家庭支援課長
臼井 秀樹

子ども家庭総合センター 所長
加藤 郁子

学校教育部次長
寺内 啓容

小学校 校長会代表
小松 伸弘

学校教育部参事（兼）生徒指導課長
坂東 千里

学校教育部参事（児童生徒緊急対応担当）
田村 浩司

学校教育部教育研究所長
紺野 雅弘 ③

学校教育部参事（兼）高校教育課長
大原 照光 ④

学校教育部参事（兼）総合教育相談室長
日比 瑞輝

事務局

(設置)

第1条 「心のサポート推進事業」(以下、「推進事業」という。)を推進するため、心のサポート推進事業に係る推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

- (1) 児童生徒の心の状況把握に関する事項
- (2) 児童生徒の心身の健全育成に関する事項
- (3) 心的ストレスを受けている児童生徒への対応に関する事項
- (4) 緊急時のサポート体制に関する事項
- (5) 不登校の児童生徒への取組に関する事項
- (6) いじめ問題に関する事項
- (7) 今日的課題への対応に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、PTA代表、関係機関職員、市立小・中学校関係者及びさいたま市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の職員で組織する。

2 委員は、前項に規定する者のうちから、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼又は任命を受けた日からその年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときには、委員以外の学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を教育長に報告する。

(事務局)

第8条 委員会は、事務局を教育委員会学校教育部総合教育相談室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

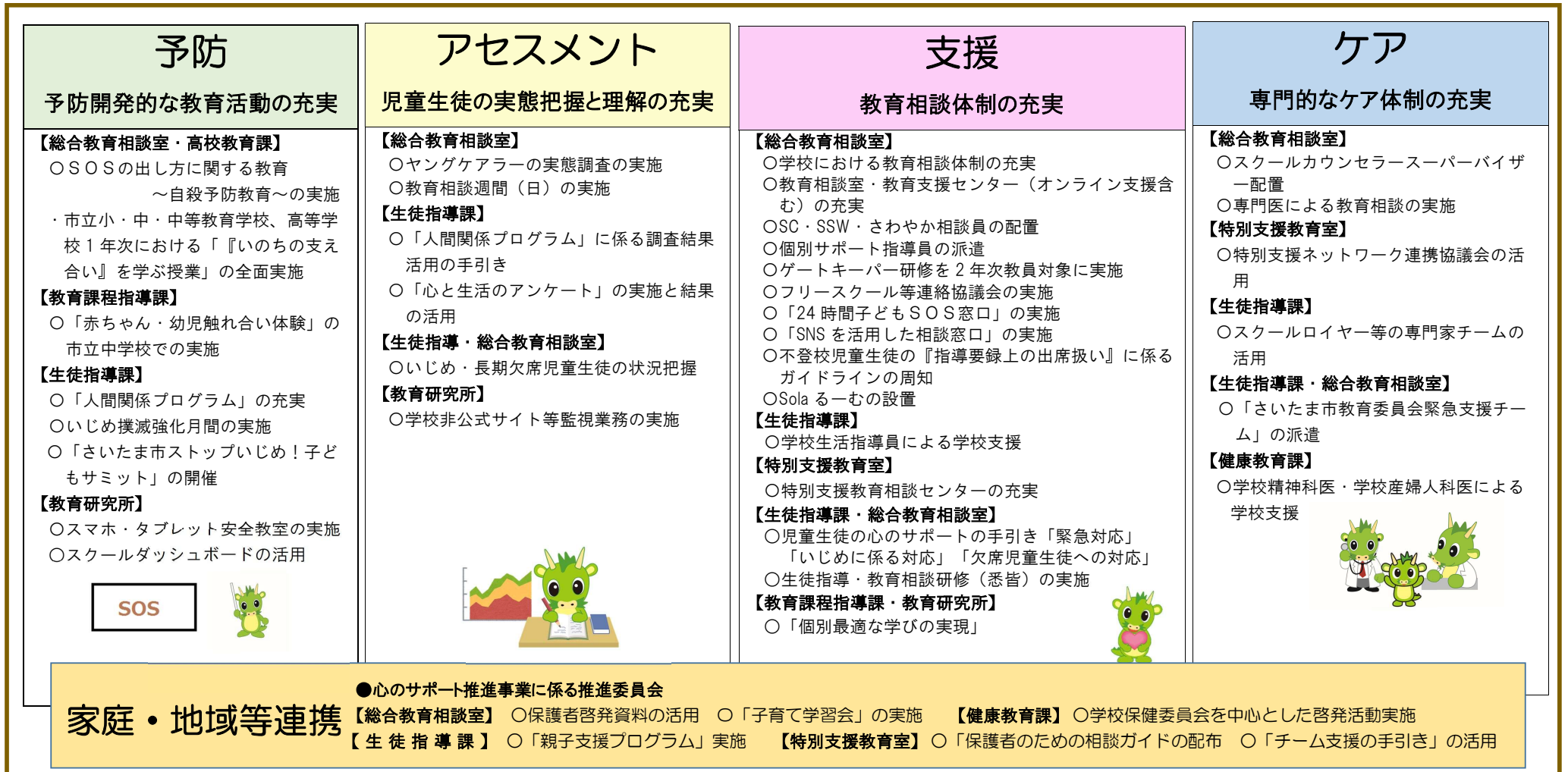
附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

令和８年度 心のサポート推進事業に係る推進委員会 委員名簿

番号	役職等	氏 名
1	東京家政大学 副学長（兼）教授	三浦 正江
2	医療法人自然堂峯小児科 理事長	峯 真人
3	SYK 心理オフィス 代表	斉藤 さや可
4	さいたま市PTA協議会 副会長	鈴木 茂喜
5	子ども家庭総合センター 所長	加藤 郁子
6	さいたま市南部児童相談所 副参事	外山 康昭
7	子ども家庭支援課長	臼井 秀樹
8	中学校 校長会代表（さいたま市立日進中学校長）	長岡 有実子
9	小学校 校長会代表（さいたま市立指扇小学校長）	小松 伸弘
10	副教育長	大砂 武博
11	学校教育部長	丹 能成
12	学校教育部次長	寺内 啓容
13	学校教育部参事（児童生徒緊急対応担当）	田村 浩司
14	学校教育部 教育課程指導課長	猪鼻 孝之
15	学校教育部 特別支援教育室長	前橋 力
16	学校教育部参事（兼）生徒指導課長	坂東 千里
17	学校教育部参事（兼）高校教育課長	大原 照光
18	学校教育部 健康教育課長	持木 信治
19	学校教育部 教育研究所長	紺野 雅弘
20	学校教育部参事（兼）総合教育相談室長	日比 瑞輝

心のサポート推進事業 全体構想図



重点項目 不登校等児童生徒への 具体的な支援策	① 学びの確保と心の健康 【総合教育相談室】 ○ICT を活用した学習支援の実施 ○「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインの周知 ○Sola るーむの運営支援 ○「いんどり学園」との連携 【教育課程指導課】 ○学習スペースの設置 ○「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施 【高校教育課】 ○ICT 学習について必要に応じた学校への支援 【教育研究所】 ○学校非公式サイト等監視業務の実施	② 家庭への支援・啓発 【総合教育相談室】 ○子育て学習会の充実 ・SCSV 等による講演 ・保護者の体験談 ・座談会 ・インターネット・ゲームに悩む家族の集い	③ 教職員等の研修 【総合教育相談室】 ○教育相談に係る研修会の見直し 【生徒指導課】 ○「いじめの初期対応のポイント」や「いじめ認知フロー」図の周知	④ 他機関連携 【総合教育相談室】 ○学校との連携強化 ○フリースクール等連絡協議会の充実 【特別支援教室】 ○特別支援ネットワーク連携協議会の活用 【高校教育課】 ○外部機関と連携し、不登校等生徒に対する多面的な支援 【健康教育課】 ○学校精神科医、学校産婦人科医の派遣
---	---	--	--	--

令和7年度の総括

☆予防開発的な教育活動の充実

資料 1

視点		各課の取組	○令和7年度の総括
予防	1	SOS の出し方に関する教育～自殺予防教育～の実施 市立小・中・高・中等教育学校『いのちの支え合い』を学ぶ授業」の実施 (総合教育相談室・高校教育課)	○令和3年度から、市立小・中・高等・中等教育学校で『いのちの支え合い』を学ぶ授業」を全面実施している。 ○授業を行った教員からは「児童生徒が『悩んだら相談してみよう』という意欲を高めることができた」「困った時に主体的に行動する姿勢を身に付けさせることができた」といった成果が見られ、児童生徒からは「相談できそうな相手を思い浮かべることができた」「悩んでいる友達の相談に乗ってあげたいと思った」などの声を聞くことができた。 ○令和9年度の全面実施に向けて、各学年の指導案の改訂を進めることができた。
	2	「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の市立全中・中等教育学校での実施 (教育課程指導課)	令和7年度実施状況と成果等 ・令和6年度に引き続き、令和7年度も事業を実施し、多くの学校が対面による交流を実施することができた。 ・インフルエンザ等の感染症拡大防止に係る対応により、連携保育園や幼稚園等が生徒の受入れを行うことができない場合や計画した触れ合い体験が実施できない場合の代替措置として、全市立中・中等教育学校に配布した『令和7年度赤ちゃん・幼児触れ合い体験』指導の手引き」には、「感染症拡大防止に係る対応について」を記載し、各学校の活動の参考となるようにした。具体的には、手作りの絵本等の贈呈等の活動に生かされた。 ○約10,700名の生徒が参加。 ○実施状況等 ・幼稚園、保育所へ訪問：36校 ・園児招待：17校 ・ボランティア親子招待：7校 (計60校 複数形態実施校があるため) 【訪問、招待、ボランティア親子招待の実施形態の内訳】 ・対面での交流(園児等と直接交流)：59校 ・間接的な交流(手作り絵本の贈呈等)：1校 ・オンライン交流：0校 ○授業後は、「最初不安でいっぱいだったけど、実際に会ってみると、かわいくて幼児が楽しかったと素直に言ってくれたのが何より嬉しかったです。」等の感想が挙げられた。学習を通じて、幼児の発達と生活、幼児との関わり方に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、その知識を活用して幼児との関わり方を工夫する生徒の姿が見られた。ボランティア親子を招いた学習では、「育児をしているお母さん方とお話をして、子供のことを第一に考えていて、自分が小さかったときもこのようにしてくれていたんだな」と思い、感謝の気持ちでいっぱいになった。」等の感想が挙げられた。親子の関わり合いの様子の観察や母親への質疑応答を行ったことで、自分のこれまでの成長を振り返り、家族や地域の人々への感謝の気持ちをもつだけでなく、周りの人々への関わり方について改善していこうとする意識の変容も見られた。 ○不登校生徒等への支援として、触れ合い体験で使うおもちゃの準備や絵本の読み聞かせ練習を個別に行ったり、触れ合い体験当日に、幼児との触れ合いの様子を離れたところから見守ることができるよう、個別スペースを用意したりした。該当生徒に応じた学習活動への参加を促す支援を行うことができた。

3	「人間関係プログラム」の充実 (生徒指導課)	○「心と生活のアンケート」の中の「人間関係プログラム」に係る調査を年3回実施し、自己肯定感・他者に対する信頼感の高低、スキルの定着度などの調査結果を、児童生徒一人ひとりの実態把握、教育相談活動や学級経営に生かした。 ○令和6年度「人間関係プログラム」に係る調査結果では、前年度と比較し、小学校中学校ともに、信頼自己の肯定的回答の割合が高くなっている。また、小学校中学年、小学校高学年、中学校と年齢が上がるにつれ、言語的スキルや解決スキルの肯定的な回答の割合は高くなっていることから、「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルが定着していることが窺える。 ○「人間関係プログラム」指導補助資料＜第4集＞を活用について周知した。
4	いじめ撲滅強化月間の実施 (生徒指導課)	○6月を「いじめ撲滅強化月間」と定め、学校独自のいじめ撲滅に向けた取組を実施した。 ○学級スローガンや児童生徒一人ひとりのいじめ撲滅に向けた決意の表明、児童会・生徒会によるキャンペーンの展開など、各学校において、児童生徒が主体のいじめの未然防止に向けた取組が行われた。
5	「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」の開催 (生徒指導課)	○令和7年7月30日(水)に、「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」を開催し、市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校の代表児童生徒が参加した。 ○グループ活動では、市立小・中学校の代表児童生徒が45グループに分かれ、自校の特色あるいじめ防止の取組を紹介し合った。 ○全体会では、「つなげよう！わたしたちの『ストップいじめ！』」をテーマに、市立小・中学校の代表児童生徒、管理職、教職員、保護者、地域の方々でそれぞれの立場から、いじめ防止への思いや実践について意見交換を行い、中学校区ごとのスローガンを作成した。
6	スマホ・タブレット安全教室の実施 (教育研究所)	○企業・警察などの協力の下、全ての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校において、計46,945人の児童生徒と3,897人の保護者を対象に実施した。 ○実施後の児童生徒に対するアンケートでは、「事件やトラブルにあわない方法を知ることができたか」という質問に対して、約97%の肯定的な回答が得られた。
7	スクールダッシュボードの活用 (教育研究所)	○市立小・中・特別支援学校で令和6年度より本格運用が始まったスクールダッシュボードの効果について、教職員に対する意識調査では、約75%の教職員が、児童生徒に対する個別の声掛けや、支援策の検討など組織的な対応につながり、「有効な活用方法があった」と回答した。

☆予防開発的な教育活動の充実

アセスメント	8	いじめ・長期欠席児童生徒の状況把握 (生徒指導課・総合教育相談室)	○各学校から4月～3月分の月調査の結果を受領、集計した。いじめや不登校児童生徒の状況を継続的に把握し、各校に助言を行った。 ○いじめに関する情報については生徒指導課に共有するなど、小さな事象も見逃さない体制を構築した。 ○当該月の報告後、いじめが長期化しているケースや重大事態の疑いのあるケースに関して、各学校に電話による聴き取りを行い、詳細を把握するとともに、指導・助言を行った。
	9	学校非公式サイト等監視業務の実施 (教育研究所)	○さいたま市立小・中・高等・特別支援学校等に関する学校非公式サイト等の検索及び監視を実施した。 【令和7年度実績】 情報提供数…1件

			○年間を通して監視業務を行ったが、認知件数 0 件、学校への情報提供 1 件であった。
	10	「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用の手引き（生徒指導課）	○調査結果をより有効に活用してもらうため、「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用の手引きの活用について、令和 5 年度も「人間関係プログラム」実施に係る研修会や生徒指導主任研修会等で周知を行った。
	11	「心と生活のアンケート」の実施と結果の活用（生徒指導課）	○小学校 3・4 年生は「人間関係プログラム」に係る調査といじめに係る質問項目、小学校 5 年生から中学校 3 年生までは、「人間関係プログラム」に係る調査と元気度に係る調査を、それぞれ年 3 回実施した。 ○個別面談の記録がしっかりと行えるよう、面談記録シートを作成した。各学校においては、このシートを確実に活用することにより、継続した支援体制を整えることができた。
	12	教育相談週間（日）の実施（総合教育相談室）	○児童生徒一人ひとりと向き合い、不安や悩みの把握及び解消を図るとともに、信頼関係を築く目的で市立各学校で令和 7 年度は 2 学期終了までに「教育相談週間（日）」を設定し、全小・中・中等教育学校の児童生徒を対象に面談を実施した。 ○個別に面談をすることで様々な悩みに気づき、具体的な支援が可能となった。また、必要に応じて、保護者との連携、外部専門機関との連携も積極的に行われるようになった。
	13	ヤングケアラー実態調査の実施（総合教育相談室）	○市内 6 か所にある教育相談室が、各学校から毎月提出される長期欠席に係る状況調査をもとに、ヤングケアラーと思われる児童生徒と面談したときの報告等を学校と連携し、状況把握を行った。 ○令和 7 年度末の時点で把握しているヤングケアラーと思われる児童生徒やヤングケアラーだった児童生徒について、令和 8 年度の長欠調査の様式にあらかじめ情報を記載して各校に周知するとともに、今後の見守りを依頼した。

☆教育相談体制の充実

支援	14	個別最適化された教育活動の構築（総合教育相談室）	○教育支援センターにおいて、令和 8 年度から開始するオンライン支援に向けた職員向け研修会を実施した。 ○教育支援センターを利用する児童生徒について個別支援計画を立案し、一人ひとりに応じた学習支援を行った。
	15	教職員研修の充実（総合教育相談室）	○採用 1 年目では、「初任者研修」、2 年目では「ゲートキーパー研修」、3 年目では「カウンセリング基礎研修」において教育相談に係る系統的な研修を実施し、教育相談スキルの向上を図った。 ○また、校長推薦による採用 5 年目以上の教職員を対象とした「学校カウンセリング応用研修」を実施し、学校カウンセリングの普及定着を進め、多面的に児童生徒理解ができる教育相談の推進者の養成を図った。 ○各研修会で求める教師像を明確にし、それをもとに研修内容の精選を行った。
	16	「SNSを活用した相談窓口」の実施（総合教育相談室）	○【令和 7 年度】 期間：令和 7 年 4 月 25 日～令和 8 年 3 月 10 日 時間：午後 6 時 00 分～午後 10 時 00 分 対象：市立中・高等・中等教育学校の生徒（約 35,000 人） ○相談者は中学 2 年生女子が最も多く、平均対応時間は 34 分であった。また、主な相談内容は「友人関係」が最も多く、次いで「心身の健康・保健」についてであった。 ○SNS ならではの秘匿性の高い相談や、悩みの初期段階での相談に対応することができた。

17	教育支援センターでのタブレット端末学習の導入 (総合教育相談室)	○平成 30 年度からタブレット型コンピュータを導入した支援を行っており、児童生徒が、個々の学力に応じて自ら学習を進めるなど、主体的に取り組む姿が見られるようになった。また、支援センターのタブレット端末から、Growth の授業や所属校のオンライン授業に参加することができた。 (活用例) ・体験活動における自らの課題に合わせた調べ学習 ・言葉による意思表示が難しい児童生徒の思いや考えを、タブレットを用いて、作文や表にまとめる ・スクラッチを用いたプログラミング学習、タイピングソフトやスタディサプリを活用した個別学習
18	教育相談室・教育支援センターの充実 (総合教育相談室)	○各教育相談室・教育支援センターで、教育相談を行い、児童生徒の社会的自立に向けて支援した。 【令和 7 年度 教育相談室 相談延べ件数】 教育相談室 相談延べ件数…27,291 件 【令和 7 年度 教育支援センター 利用状況】 入室者数…116 名 (小学生…43 名 中学生… 73 名) ○教育支援センターに入室したことで、入室前よりも学校に登校できた日数が増えるなどの改善が見られた。 ○朝起きる等、生活のリズムが整った。 ○通室する際に、朝起きたり、準備をしたりと時間の管理ができるようになった。 ○自分の思いや意見を伝えることができるようになった。
19	スクールソーシャルワーカーの配置 (総合教育相談室)	○全ての市立小学校に 37 名のスクールソーシャルワーカーを配置し、市立全中・高等・中等教育・特別支援学校へは要請があった場合に、小学校から派遣した。 【令和 7 年度実績】 支援実件数 4,116 件 (うち 小学校 3,636 件) 関係機関と連携した支援延べ件数 3,369 件 (うち小学校 2,749 件) ○全ての市立小学校にスクールソーシャルワーカーを配置したことにより、問題を抱える児童生徒を取り巻く状況の改善や関係機関とのネットワークの構築、学校内におけるチーム体制の充実等、小学校段階において、問題の早期発見・早期連携によって支援を行うことができた。
20	フリースクール等連絡協議会の実施 (総合教育相談室)	○令和 7 年 10 月 17 日にオンライン会議を開催した。 ○社会的自立へ向けた学力とコミュニケーション力の育成について、学校との連携を視野に入れて協議することができた。
21	スクールカウンセラーの配置 (総合教育相談室)	○市立全小・中・高等・中等教育・特別支援学校に配置・派遣した。 【令和 7 年度実績】 相談実件数 6,453 件 (小学校 3,867 件 中学校 2,394 件 高等学校 57 件 中等教育学校 68 件 特別支援学校 67 件) ○教育相談部会を中心に情報交換や情報共有を行い、具体的支援につながった事例が増えてきた。また、介入困難な事例や特別支援の弾力的運用が必要な事例について、ケース会議や学年の教員との情報交換を通じて、具体的な支援方法を協議できた。
22	学校生活指導員による学校支援 (生徒指導課)	○悪質ないじめの問題や非行問題行動等に適切かつ迅速に対応し、児童生徒の健全育成及び学校の秩序維持を図るため、学校生活指導員(警察官 0B)を派遣した。 【令和 7 年度 派遣実績】 ・小学校 18 校 中学校 9 校 ・警察との迅速で緊密な連携を図り、学校(校長)に対して豊富な経験に基づく助言・支援を行い、学校の支援体制を強化している。 ・配置した学校からは、対象の児童生徒が落ち着いた生活を送るこ

			とができた。配置期間中に生徒指導体制を整えることができたとの声があった。
23	ゲートキーパー研修を2年次研修で実施 (総合教育相談室)	○児童生徒の自殺予防を図るため、教員等がゲートキーパー「門番」として初期介入するために必要な基礎知識やスキルを身に付けるための研修を実施した。 ○採用2年次にあたる教員を対象に研修を行い、市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校の教員351名を対象に実施した。 ○市立全小・中・中等教育学校において「ゲートキーパー研修」フォローアップ研修を実施した。教職員が「ゲートキーパー研修」で習得したスキルの理解を深め、「心と生活のアンケート」のサポート該当者や自己肯定感の低い児童生徒等に対して、さらに適切な対応ができるよう実践力を高めた。また令和5年度からは、さわやか相談員対象にフォローアップ研修を実施している。	
24	さわやか相談室の配置(総合教育相談室)	○いじめ、不登校等の児童生徒又は保護者の相談に応じた。 【令和7年実績】 相談実件数5,370件 (中・中等教育学校4,458件 小学校912件) ○校内に、児童生徒や保護者が気軽に相談できるさわやか相談室があることで、不安や悩みが大きくなる前に気軽に相談することができた。	
25	特別支援教育相談センターの充実 (特別支援教育室)	○市内在住の次年度小学校等入学予定者の保護者を対象として、特別な教育的支援や適切な学びの場に関する就学の相談を行った。 ○市内在住及び市立学校に在学する児童生徒の保護者を対象として、発達や教育的支援に関する相談を行った。	
26	さいたま市24時間子どもSOS窓口の実施 (総合教育相談室)	○悩みや不安を抱える児童生徒や子どもに関する悩みを抱える保護者が、いつでも相談できるよう、平日夜間・休日を含めて24時間、専門の相談員が対応した。 【令和7年度 相談件数】 入電対応相談件数…3,020件? (いじめ相談件数…103件?) ○市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校全児童生徒に、紹介カードを配布することにより、さいたま市24時間子どもSOS窓口の電話番号が児童生徒及び保護者に周知されてきている。 ○業務委託先との積極的な連携により、業者の相談員がさいたま市の教育相談体制や緊急連絡体制について把握し、より適切な相談機関の紹介及び、より迅速な緊急対応ができるようにした。	
27	児童生徒の心のサポート手引き「緊急対応」「いじめに係る対応」「欠席児童生徒への対応」に基づく対応の徹底 (生徒指導課・総合教育相談室)	○生徒指導・教育相談に関わる研修会等で、児童生徒の状況に応じた手引きの有効な活用方法について示した。 ○長期欠席者への支援については、各学校から4月～3月分の調査結果を毎月受領、集計し、不登校児童生徒の状況を継続的に把握した。必要に応じてケース会議へ参加をする等、学校へ支援を行った。 ○令和5年度「欠席児童生徒への対応」について、改訂を行った。 ○令和6年4月「緊急対応」について改訂を行った。 ○令和7年1月「いじめに係る対応」について一部改訂を行った。	

☆専門的なケア体制の充実

ケ ア	28	学校精神科医・学校産婦人科医による学校支援(健康教育課)	○学校が、児童生徒の心の健康課題や、思春期特有の健康課題等を早期に発見し、適切に対応することができるよう、学校からの依頼に基づき学校精神科医を派遣した。教職員への指導助言や個別の健康相談、学校保健委員会の講師などの場面を通じて、児童生徒の健康問題についての専門的な指導・助言を受けることができた。 【令和7年度 派遣実績】 学校精神科医の派遣：4件（小学校1校、中学校2校）
	29	スクールカウンセラースーパーバイザーの配置 (総合教育相談室)	○緊急事案等について、スクールカウンセラーや学校教育相談体制への指導・助言及び児童生徒、保護者のカウンセリングを行った。 ○日々の学校内でのケースの中で、管理職や教職員、スクールカウンセラー等に対し、具体的かつ適切な助言を行うことができた。 【令和7年度 対応状況】 相談延べ件数1,042件（小学校98件 中・中等教育学校246件 高等学校8件 特別支援学校1件 教育相談室648件）
	30	特別支援ネットワーク連携協議会の活用 (特別支援教育室)	○特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズを把握し、適切に支援することをねらいとして、学校からの要請に基づき、各専門機関と連携・協力した支援体制を構築した。 ○各学校が主体となり、関係機関との連携した支援を展開できるようになってきた。
	31	さいたま市教育委員会「緊急支援チーム」の派遣（生徒指導課・総合教育相談室）	○学校だけでは対応できない生徒指導上の重大な事案が発生した場合、または発展する恐れのある事案に対して、さいたま市教育委員会「緊急支援チーム」による学校支援を実施した。
	32	専門医による教育相談の実施 (総合教育相談室)	○教育相談室において、精神科医による教育相談を実施した。学校からの相談についても対応した。 ○緊急度が高く医療機関との連携を要するケースが増えており、医療・学校・家庭・教育相談室との連携の進め方等について適切な助言を受けることができた。 【令和7年度 相談状況】 相談延べ件数…36件 (保護者8件、本人1件、学校からの依頼13件、相談員14件)

☆家庭・地域との連携

地 域 ・ 家 庭 と の 連 携	33	学校保健委員会を中心とした啓発活動の実施(健康教育課)	○全ての市立学校に学校保健委員会が設置され、各学校でテーマや会の内容を工夫して実施した。児童生徒の健康課題について、各学校で適切に対応することができるよう、学校からの依頼に基づき、学校医や学校歯科医、学校薬剤師に加えて、学校精神科医・学校産婦人科医を派遣する手順を整え、学校保健委員会における講話や研究協議の際に助言を受けられるよう、支援した。また、学校の要請に応じて、歯科衛生士や指導主事の派遣にも対応している。
	34	「保護者のための相談ガイド」の配布 (特別支援教育室)	○発達が少し気になった時に相談できる窓口やサービスの利用方法についての情報をまとめた「保護者のための相談ガイド」を、市立各学校及び関係機関に配布し、保護者が閲覧及びダウンロードできるよう、市ホームページに掲載した。 ○市立各学校及び関係機関に配布し、保護者が閲覧及びダウンロードできるよう、市ホームページに掲載したことで、相談窓口やサービスの利用について周知を図ることができた。

35	「チーム支援の手引き」の活用 (特別支援教育室)	○特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、適切で一貫した切れ目ない支援をするために、学校内でチーム支援する方法をまとめた「チーム支援の手引き」を市立各学校や関係機関に配付した。 ○チーム支援の方法について、各学校に周知することができた。
36	保護者啓発資料の活用 (総合教育相談室)	○保護者啓発資料「子どものサインに気づいたら」を4月に全保護者に配布した。また、4月下旬に、さいたま市24時間子どもSOS窓口のカードと教室掲示用ポスターを、7月にリーフレットを全児童生徒に配布した。 ○懇談会の時期に合わせて資料配布を行ったことで、保護者に対して子どもたちの心の様子についての意識付けを行うことができた。
37	「親子支援プログラム」の実施(生徒指導課)	○PTAからの依頼で、新入学生徒保護者等を対象に実施している。 ○参加者からは、子どもとのコミュニケーションをとる際の参考となったとの感想があった。

長期欠席者に係る状況調査



総合教育相談室

※この資料は回収致します。

※R7年の数値は暫定値となっております。

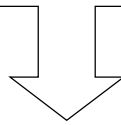
1

1

長期欠席者の定義の変更

(令和2年度から)

「欠席日数」及び「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上



令和5年度から

「欠席日数」の合計が30日以上

※さいたま市では15日以上からの報告

⇒早期の把握と支援

2

2

長期欠席者の理由区分

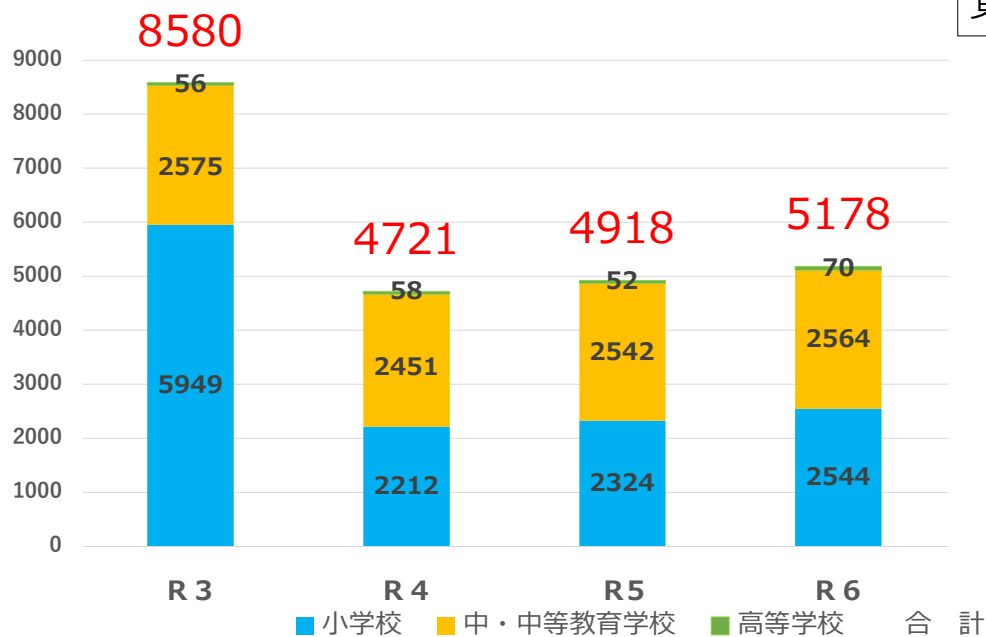
①病気	②経済的理由	③不登校	④その他
-----	--------	------	------

3

3

さいたま市における長期欠席児童生徒の推移（人）

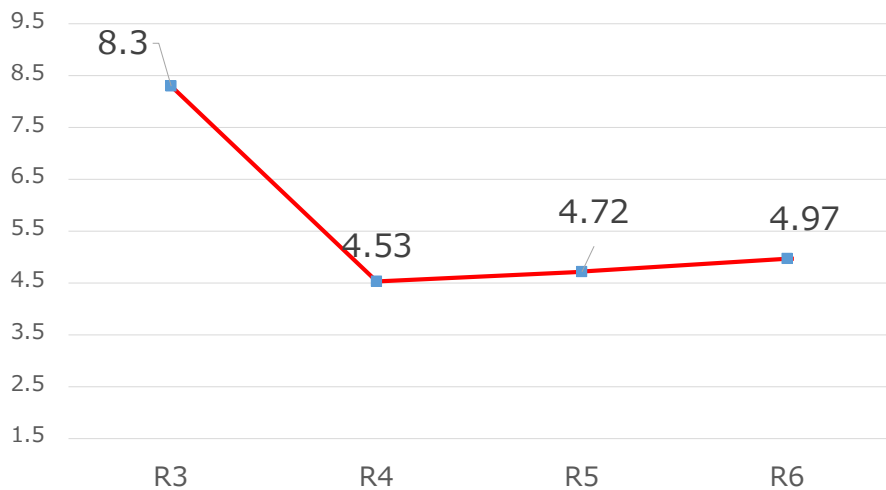
資料 2



4

4

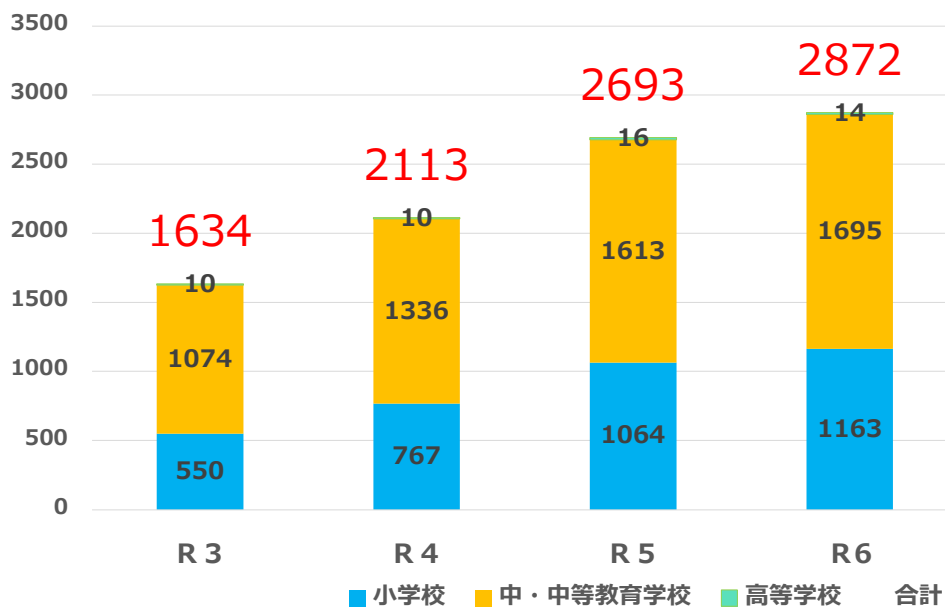
さいたま市における長期欠席者の出現率（%） 小・中・中等・高等学校



5

5

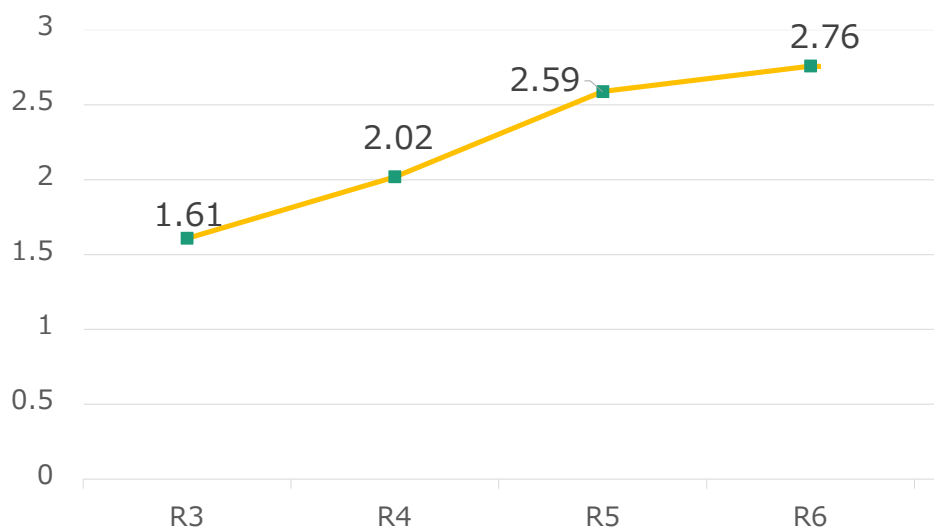
さいたま市における不登校児童生徒の推移（人）



6

6

さいたま市における不登校児童生徒の出現率（%） 小・中・中等・高等学校



7

1 令和7年度までの経緯

- ・ 令和7年7月10日実施の「心のサポート推進委員会」にて、自傷行為やオーバードーズのような現代的な課題を扱う内容に改訂することについて協議を行う。
- ・ 令和8年1月30日付け教育長通知「さいたま市いじめ問題再調査委員会の答申を踏まえた各学校における具体的な対応について（依頼）」にて、本授業の学習内容の改訂を行い、いじめの対処法やSOSの出し方等について児童生徒への指導を徹底することが示される。
- ・ 令和8年度中に研究校による検証を進め、令和9年度に全校実施する。

2 改訂のポイント

- ① 各学年の指導案に巻頭言を作成。本授業のねらいを共有。
- ② 中1の指導案を新たに作成。心が辛くなった時のサインとして、自傷行為やオーバードーズを行う人がいることに触れる。旧中1の内容は小6で扱う。
- ③ 小1～小5、中1、中2、高1の8つの学年の指導案に、いじめに関する指導を追加。

（1）いじめだと感じたときは、勇気を出して相談する。

（2）友達のいじめを発見したら、代わりに相談するなどして、信頼できる大人につなぐ。

「参考：児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」

- ④ 全学年、事例をもとに子どもたちが考える授業展開に変更し、教師主導の授業展開からの脱却を図る。

学年	課 題	子どもが思考する時間
小1	こまったとき、なんていえばよいかかんがえよう。	3 5 分
小2	こまっている友だちを見つけたら、あなたは どうする？	3 5 分
小3	いやな気持ちになったとき、どうつたえればよいか考えよう。	3 5 分
小4	いやな気持ちをもつ友だちに気づいたら、あなたはどうかかわる？	3 5 分
小5	なやみごとがあるとき、どう向き合えばよいか考えよう。	3 5 分
小6	ストレスとうまくつき合うために、どんな方法があるだろうか。	3 5 分
中1	友人関係で困った時は、どのように対処すればよいだろうか。	2 5 分
中2	深く悩んだ時は、どのように対処すればよいだろうか。	2 5 分
中3	進路について悩んだ時は、どのように対処すればよいだろうか。	3 0 分
高1	（※各学校の実態に合わせて事例をもとに課題を設定）	

※子どもが思考する時間…一人で考える、グループで考える、意思決定し発表する 等

3 今後の流れについて

2学期まで…研究校による検証授業実施（研究校：指扇小学校、日進中学校、大宮国際中等教育学校）

3学期まで…検証を経て指導案等の修正

令和9年度…新指導案を全校に配布、研修会による新指導案の周知、2学期末までに授業実施

『いのちの支え合い』を学ぶ授業」



中学校1年生 指導案

授業をされる先生方へ

○『いのちの支え合い』を学ぶ授業とは？

『いのちの支え合い』を学ぶ授業は、いじめや暴力行為、自傷行為といった自他の生命を軽視する行動や、全国的に続いている小・中・高校学生の自殺といった痛ましい事故の発生を防ぐために、悩みやストレスへの対処法、友人との好ましい関係づくりや助け合いのスキルなどを学ぶことをねらいとし、特別活動の時間で実施する、さいたま市独自のカリキュラムです。

○指導案について

私たちが大切にしたいのは、子どもたちが「自分の学び」として課題に向き合い、自ら考え、納得のいく答えを見いだしていく授業です。知識を与えるだけではなく、子どもが自分事として課題を捉え、その解決方法を主体的に考えるような授業を子どもと先生方とで一緒に創っていきましょう。

中学校1年生の授業では、SNS で起こりやすいトラブルを自分ごととして考え、困ったときに適切な対処や相談ができる力を身につけます。

指導案をご確認いただき、子どもたちの姿に合わせて活動内容を柔軟にご調整ください。児童生徒にとっても、先生方にとっても、心に残る授業となることを願っております。

総合教育相談室